

沖縄県警察で使用する白バイ用タイヤの単価契約に関する契約を一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和8年5月20日

沖縄県知事 玉城 康裕

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
令和8年度白バイ用タイヤの単価契約
- (2) 購入する白バイ用タイヤの規格等
入札説明書による
- (3) 契約期間
契約日から令和9年3月31日

2 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 沖縄県競争入札参加資格者名簿に登録されている者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者。
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、以下「暴対法」という。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (4) 一般競争入札参加資格登録申請書（別記様式）を提出できる者。
- (5) 暴力団排除に関する誓約書を提出した者。
- (6) 社会保険に加入義務がない者にあつては、社会保険に加入義務がないことについての申出書を提出した者。
- (7) 役員等名簿及び現在事項全部証明書を提出した者。
- (8) 納品予定製品の仕様が分かる書類等を令和8年6月2日（火）までに提出し、沖縄県警察の検査に合格した者

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
- (2) 暴力団排除に関する誓約書、役員等名簿及び現在事項全部証明書を提出した者
- (3) 社会保険に加入義務がないことについての申出書（該当する場合）

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 期間
この公告の日から令和8年6月2日（火）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後5時までの間
- (2) 場所
沖縄県警察本部警務部会計課
〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110（内線2244）

5 入札書の提出方法、提出場所及び提出期限

- (1) 提出方法
直接又は簡易書留郵便により下記(2)に掲げる提出場所に下記(3)までに提出すること。

※詳細については、入札説明書による。

- (2) 場所
〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部警務部会計課用度係
- (3) 提出期限
令和8年6月15日（月）午後4時

6 開札の場所及び日時

- (1) 場所
沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部1階警察資料館
- (2) 日時
令和8年6月16日（火）午後1時30分

7 入札保証金

「入札保証金に関する説明書」のとおり（交通部交通機動隊にて交付）

8 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

9 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間
この公告の日から令和8年6月2日（火）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後5時までの間
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所
沖縄県警察本部交通部交通機動隊
〒901-0225 沖縄県豊見城市字豊崎3番地22 電話番号 098-840-2033

10 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 再度の入札に付し落札者がいない場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定に基づき随意契約ができるものとする。

11 その他必要な事項

- (1) 最低制限価格 設定しない。
- (2) その他詳細については、入札説明書による。
- (3) 入札参加者は、入札公告及び入札説明書並びに契約条項等（以下「入札公告等」という。）を熟読のうえ、入札しなければならない。この場合において、入札公告等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
ただし、入札をした者は、入札後、入札公告等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。